



三重県公報

令和2年2月28日(金)

第 84 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
7	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	3
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人事委員会)	5
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	5
公 安 委 規 則			
1	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公安委員会)	7
告 示			
107	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	9
108	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	10
110	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
111	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地域福祉課)	10
112	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	11
113	令和元年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	12
114	中型まき網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の統数の最高限度及び申請期間	(漁業環境課)	13
115	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	14
116	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	14
117	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	15
118	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	15
119	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	15
120	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	(出納局)	15
121	三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認	(教育委員会)	16
122	三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認	(同)	17
公 安 委 告 示			
26	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公安委員会)	18
監 査 委 員 公 表			
2	三重県監査委員監査基準の公表	(監査委員)	19

公 告

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課) 23
公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課) 23
同件	(同) 23
土地区画整理組合の解散認可	(都 市 政 策 課) 23

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(病 院 事 業 庁) 24
-----------	------------------

規 則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七号

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則（平成二十九年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式(第 5 条関係)

誓 約 書

年 月 日

三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て

保 護 者 住 所
ふりがな
氏 名 (印)
生年月日 年 月 日
患者との続柄
電話番号

連帯保証人 住 所
ふりがな
氏 名 (印)
生年月日 年 月 日
患者との続柄
電話番号

1 下記の者の入所(院)に係る一切の費用をセンター指定の支払日に必ず支払います。万が一違反したときは、保護者及び連帯保証人が連帯してその責任を負います。
ただし、連帯保証人の支払額は、極度額(支払限度額)の範囲内とします。
また、支払いを怠った場合は、診療費等の回収に必要な範囲内で、病院が保護者及び連帯保証人の住所、資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、公的機関等に照会・調査を行うことに同意します。

2 下記の者が入所(院)中無断で退去したとき又はセンターの規律に違反したときは、退所(院)を命ぜられても異議はありません。

記

住 所
ふりがな
患者氏名

生年月日 年 月 日

年 齢

学校名等

連帯保証人の極度額(支払限度額) 円

備考 連帯保証人は、できる限り県内在住者であり、別世帯で生計を立てている支払能力のある成年者であること。

(規格A4)

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員 の 給与 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 九 年 三 重 県 条 例 第 六 十 七 号) の 規 定 に 基 づ き、 三 重 県 人 事 委 員 会 規 則 七 十 一 二 (職 員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則 を こ こ に 公 布 し ます。

令和二年二月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一二 (職員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則
 三重県人事委員会規則七十一二 (職員 の 管 理 職 手 当 に 関 する 規 則) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。
 次 の 表 の 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 に 傍 線 で 示 す よう に 改 正 する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一 (第二条関係)				別表第一 (第二条関係)			
組織	職	区分		組織	職	区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	警察本部	(略)	(略)	警察	警察本部	(略)	(略)
		訟務官 留置管理官 情報官 課の室(課の隊及びセンターを含む。)長(職 の区分が九種と定め られているものを除 く。) (略)	十種			訟務官 留置管理官 課の室(課の隊及びセンターを含む。)長(職 の区分が九種と定め られているものを除 く。) (略)	十種
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和二年三月二日から施行する。

三重県人事委員会は、職員 の 給与 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 九 年 三 重 県 条 例 第 六 十 七 号) の 規 定 に 基 づ き、 三 重 県 人 事 委 員 会 規 則 七 十 七 五 (等 級 別 基 準 職 務 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則 を こ こ に 公 布 し ます。

令和二年二月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七五 (等 級 別 基 準 職 務 に 関 する 規 則) の 一 部 を 改 正 する 規 則
 三重県人事委員会規則七十七五 (等 級 別 基 準 職 務 に 関 する 規 則) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。
 次 の 表 の 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 に 傍 線 で 示 す よう に 改 正 する。

改 正 後				改 正 前			
別表 (第二条関係)				別表 (第二条関係)			
イ 行政職給料表				イ 行政職給料表			
組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名	組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

警察	(略)	(略)	(略)
5級	1 から 3 まで	課長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) 隊長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) センター長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) 工場長 科長 警察署の課長(相当困難な業務を行うものに限る。) 警察署の主幹(相当困難な業務を行うものに限る。)	
6級	1 及び 3	警察本部の課長 運転免許センター副センター長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官	
	4 及び 5	課長補佐(困難な業務を行うものに限る。) 隊長補佐(困難な業務を行うものに限る。) センター長補佐(困難な業務を行うものに限る。) 工場長(困難な業務を行うものに限る。) 科長(困難な業務を行うものに限る。) 警察署の課長(困難な業務を行うものに限る。) 警察署の主幹(困難な業務を行うものに限る。)	
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	(略)	(略)	(略)
	7級	1	隊長(相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長(困難な業務を行うものに限る。) 運転免許センター副センター

警察	(略)	(略)	(略)
5級	1 から 3 まで	課長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) 隊長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) センター長補佐(相当困難な業務を行うものに限る。) 科長 警察署の課長(相当困難な業務を行うものに限る。) 警察署の主幹(相当困難な業務を行うものに限る。)	
6級	1 及び 3	警察本部の課長 副センター長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官	
	4 及び 5	課長補佐(困難な業務を行うものに限る。) 隊長補佐(困難な業務を行うものに限る。) センター長補佐(困難な業務を行うものに限る。) 工場長 科長(困難な業務を行うものに限る。) 警察署の課長(困難な業務を行うものに限る。) 警察署の主幹(困難な業務を行うものに限る。)	
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	(略)	(略)	(略)
	7級	1	隊長(相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長(困難な業務を行うものに限る。)

		長 副隊長(困難な業務を行うものに限る。) 副所長(困難な業務を行うものに限る。) 副校長			副隊長(困難な業務を行うものに限る。) 副所長(困難な業務を行うものに限る。) 副校長
	3	指導官 対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官(困難な業務を行うものに限る。) 事件指導官(困難な業務を行うものに限る。) 交通官(困難な業務を行うものに限る。) 調整官 情報官		3	指導官 対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官(困難な業務を行うものに限る。) 事件指導官(困難な業務を行うものに限る。) 交通官(困難な業務を行うものに限る。) 調整官
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考	(略)			備考	(略)
ハ～ハ	(略)			ハ～ハ	(略)

附 則

この規則は、令和二年二月二日から施行する。

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十八日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第二号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則(昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人身安全対策課) 第十二条 人身安全対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)に関すること。 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)に関すること。 三 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)に関すること。	(人身安全対策課) 第十二条 人身安全対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 人身安全関連事案の対処(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 二 子供及び女性を対象とする性犯罪等の未然防止対策(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

<p>四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律（平成十七年法律第二百 四号）に関すること。</p>	
<p>五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律（平成二十三年法律第七 十九号）に関すること。</p>	
<p>六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二 年法律第八十二号）に関すること。</p>	
<p>七 （略）</p>	<p>三 （略）</p>
<p>八 軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）第 一条第二十号、第二十三号及び第二十八号に係 る違反の取締りに関すること。</p>	
<p>九 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等 の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例 第十一号）第二条第二項及び第三項並びに第九 条に係る違反の取締りに関すること。 （刑事企画課）</p>	<p>（刑事企画課）</p>
<p>第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一〜三 （略）</p>	<p>第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一〜三 （略）</p>
<p>四 手口捜査に関すること。</p>	
<p>五〜七 （略） （捜査第三課）</p>	<p>四〜六 （略） （捜査第三課）</p>
<p>第十九条の二 捜査第三課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>	<p>第十九条の二 捜査第三課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>
<p>二 （略） （交通部の分課）</p>	<p>二 手口捜査に関すること。 三 （略） （交通部の分課）</p>
<p>第二十三条 （略）</p>	<p>第二十三条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4 運転免許センターに免許管理室、運転者支援室 及び意見聴取室を置く。 （交通規制課）</p>	<p>4 運転免許センターに免許管理室、免許試験室、運 転者支援室及び意見聴取室を置く。 （交通規制課）</p>
<p>第二十五条 交通規制課においては、次の各号に掲 げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>	<p>第二十五条 交通規制課においては、次の各号に掲 げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>
<p>二 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全 施設に関すること。</p>	<p>二 信号機、道路標識、道路表示その他交通安全施 設に関すること。</p>
<p>三〜五 （略） （警備部の分課）</p>	<p>三〜五 （略） （警備部の分課）</p>
<p>第三十条 （略）</p>	<p>第三十条 （略）</p>
<p>2 （略） （警備企画課）</p>	<p>2 警備企画課に警備特別捜査室を置く。 3 （略） （警備企画課）</p>
<p>第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>	<p>第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に 掲げる事務をつかさどる。 一 （略）</p>
<p>二 （略）</p>	<p>二 警備犯罪の捜査に関すること。 三 （略）</p>

<p>三 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>四 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集に関すること。</p>
<p>四 警備犯罪の取締りに関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。</p>	
<p>五 （略） （警備第一課）</p>	<p>五 （略） （警備第一課）</p>
<p>第三十一条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>第三十一条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集及び整理その他これらに係る警備情報に関すること。</p>	<p>一 警備情報の収集に関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>二 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。</p>	<p>二 警備犯罪の捜査に関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>三 前各号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。</p>	

附 則

この規則は、令和二年二月九日から施行する。

告 示

三重県告示第 107 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450200676	イツポッシブル合同会社	四日市市桜町 8559 番地 1	Fun Place to Go（行くと楽しい場所）	四日市市桜町 8559 番地 1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和 2 年 2 月 1 日
2450300567	一般社団法人家庭教育研究センター F A C E	鈴鹿市下箕田 2 丁目 24 番 24 号	ラーニングルームふあせつと	鈴鹿市江島本町 4 丁目 6 番地洋久屋レジデンス 307 号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和 2 年 2 月 1 日
2450700410	アムール有限公司	松阪市飯南町下仁柿 652 番地	Hope あい	松阪市中央町 36-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和 2 年 2 月 1 日
2450300559	株式会社ライジングサン	鈴鹿市加佐登 4-33-5	ハグハグスカイ	鈴鹿市中江島町 15-15	放課後等デイサービス	令和 2 年 3 月 1 日

三重県告示第 108 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300468	特定非営利活動法人バウムカウンセリンググループ	愛知県名古屋市中区又穂町 6 丁目 46-1 DOLLハウス又穂 1 階	放課後等デイサービス パンジー	鈴鹿市住吉 3 丁目 31-3	放課後等デイサービス	令和 2 年 1 月 31 日
2452900067	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	志摩市磯部町迫間 955	障がい児童デイサービスセンターくれよん 2	志摩市大王町波切 3243-1	放課後等デイサービス	令和 2 年 1 月 31 日

三重県告示第 109 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410502856	株式会社ハマノカンパニー	鈴鹿市住吉三丁目 12-24	ネクストステージ事業所	津市一身田平野 767-30	就労継続支援 A 型	令和 2 年 2 月 1 日
2411300607	特定非営利活動法人アガベの家	伊賀市上神戸 4397 番地の 5	野の花アガベ	名張市新田 1842 番地	就労継続支援 B 型	令和 2 年 2 月 1 日
2420502771	技研紙業株式会社	津市久居明神町 2610 番地の 4	グループホームここから	津市一志町虹が丘 11 番地 3	共同生活援助	令和 2 年 2 月 1 日

三重県告示第 110 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410101071	一般社団法人チャレンジ	愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 7 番地 9 号 チサンマンション丸の内第二 401 号	オフィス桑名	桑名市新西方 3 丁目 39 ヒルズ西方 1A 号	就労継続支援 A 型	令和元年 12 月 10 日
2410201244	合同会社ルート	四日市市浜田町 7 番 5 号	ルート	四日市市浜田町 7 番 5 号	居宅介護 重度訪問介護	令和 2 年 1 月 31 日
2410800904	合同会社えがおげんき	伊勢市小俣町明野 365 番地	小春びより	伊勢市小俣町明野 409-2 サンライフ明野 2 階 203 号室	居宅介護 重度訪問介護	令和 2 年 1 月 31 日

三重県告示第 111 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問介護ステー ションかがせお	株式会社かがせ お	訪問介護	所在地	伊勢市藤里町338 番地1	伊勢市岡本二丁 目7-11	令和元年 6月21日
訪問介護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	訪問介護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	訪問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	介護予防訪 問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問介護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	訪問介護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	訪問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	介護予防訪 問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	訪問看護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防訪 問看護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	訪問リハビ リテーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防訪 問リハビリ テーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	居宅療養管 理指導	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防居 宅療養管理 指導	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	短期入所療 養介護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防短 期入所療養 介護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護療養型 医療施設	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	通所リハビ リテーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防通 所リハビリ テーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日

三重県告示第112号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問介護ステー ションかがせお	株式会社かがせ お	訪問介護	所在地	伊勢市藤里町338 番地1	伊勢市岡本二丁 目7-11	令和元年 6月21日
訪問介護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	訪問介護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	訪問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス	株式会社アンビ ス	介護予防訪 問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問介護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	訪問介護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	訪問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
訪問看護ステー ション アンビス四 日市	株式会社アンビ ス	介護予防訪 問看護	所在地（開 設者）	東京都中央区京 橋一丁目1番1号	東京都中央区八 重洲一丁目9-8	令和2年 2月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	訪問看護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防訪 問看護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	訪問リハビ リテーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防訪 問リハビリ テーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	居宅療養管 理指導	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防居 宅療養管理 指導	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	短期入所療 養介護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防短 期入所療養 介護	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護療養型 医療施設	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	通所リハビ リテーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日
医療法人 未生会 来田整形外科	医療法人 未生 会	介護予防通 所リハビリ テーション	名称	みえロコモリウ マチクリニック	医療法人 未生 会 来田整形外 科	令和元年 10月1日

三重県告示第 113 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置

及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和2年3月2日（月）まで	令和2年3月8日（日）	令和2年3月下旬から同年4月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の男女（32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 114 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく中型まき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度

- (1) かつお・まぐろまき網漁業 5 統
- (2) 外海火光利用あぐり網漁業 13 統
- (3) 外海火光利用夏あぐり網漁業 13 統
- (4) 伊勢湾口火光利用あぐり網漁業 4 統

- (5) 伊勢湾口火光利用夏あぐり網漁業 1 統
 - (6) いわしあぐり網漁業 7 統
- 2 申請期間
令和2年2月28日から同年3月13日まで

三重県告示第 115 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サントピアスーパーセンター松阪店
松阪市高町字中道 332 番地ほか 28 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 2 月 28 日から同年 3 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 116 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居北口町字老丁田 2659 番 2 地先 から 津市久居北口町字老丁田 2660 番 1 地先 まで	旧	16.7~17.0	44.0
	新	16.7~18.9	44.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市比土字上ノ代 3166 番 3 地先 から 伊賀市上神戸字棚田 3417 番 3 地先 まで	旧	4.4~14.3	630.0
	旧新	13.1~28.9	526.3

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 依那具山出線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	------------	---------

伊賀市山出字松林 1549 番 6 地先内	旧	6.5~15.9	34.9
	新	6.9~19.7	36.6

三重県告示第 117 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 津久居線	津市久居北口町字駒走り 972 番 6 地先 から 津市久居北口町字老丁田 2660 番 1 地先 まで	令和 2 年 3 月 6 日
県道 藤大三停車場線	津市白山町二本木字向上 3438 番 1 地先 から 津市白山町二本木字向下 4454 番 6 地先 まで	令和 2 年 3 月 9 日
県道 二本木御衣田線	津市白山町二本木字向下 4455 番 4 地先 から 津市白山町二本木字向下 4454 番 6 地先 まで	令和 2 年 3 月 9 日
県道 上野島ヶ原線	伊賀市予野字奥アマミ 10697 番 2 地先 から 伊賀市予野字奥アマミ 10691 番地先 まで	令和 2 年 2 月 28 日

三重県告示第 118 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 485 番 2 地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 488 番 2 地先 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 2 月 28 日

三重県告示第 119 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定しました。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

道路の種類	路線名	区間
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市本町 381 番地先 から 伊勢市常磐 2 丁目 1331 番地先 まで

三重県告示第 120 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) 株ゆうちょ銀行 (略) (略) (略) (略)		1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) 株ゆうちょ銀行 (略) <u>株商工組合中央</u> <u>三重県内所在の</u> <u>金庫</u> <u>店舗</u> (略) (略) (略)	
2	(略)		2	(略)	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

三重県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（令和元年三重県告示第125号）は、令和2年3月31日限り廃止します。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県体育協会

理事長 村木輝行

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額（円）		
		通常料金	季節料金	
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	520	320
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	940	630
	その他の者	1人1日につき	1,570	1,050
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,050	630
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,880	1,260
	その他の者	1人1日につき	3,140	2,100

備考

- 1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。
- 2 季節料金を適用するのは、11月1日から12月17日まで、1月7日から2月末日までの各期間の日曜日から木曜日までとする（祝日に当たるときは、その前日を除く。）。
- 3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」の準ずる者として適用する。
- 4 宿泊で利用する団体の構成員のうち日帰りを利用する者の利用料金は、9時～13時、13時～17時、17時～22時の区分ごとに1人150円（季節料金適用期間は100円）を徴収する。ただし、団体の宿泊者数が利用する宿泊室の合計定員の6割以上となる場合にあつては、日帰りを利用する者の料金は徴収しない。

(2) 施設を利用する場合

区分	金額（円）	
	1時間当たり	前後超過30分当たり

総合研修館	1,880	940
大研修室	1,120	560
オリエンテーション室	740	370
研修室	740	370
文化室	740	370
創作室	740	370

備考

- 1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 1時間を超えて利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。
- 3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。以下同じ。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設備器具名	単位	金額（円）
ピアノ	1日1台につき	5,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
トランシーバー	1日1対につき	1,000
テレビ・ビデオ/DVDセット	1日1セットにつき	1,000
調理設備	1日一式につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
ワイヤレスアンテナ	1日1台につき	1,000
ラジカセ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日一式につき	1,000
野外炊飯用具	1日一式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1セットにつき	100
各種スポーツ用具	1日1種目1セットにつき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
総合研修館空調	1時間につき	3,100

備考

- 1 宿泊室を利用する日の設備等の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
- 2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和2年1月30日
- 4 利用料金の適用年月日
令和2年4月1日

三重県告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立熊野少年自然の家利用料金の承認（平成26年三重県告示第244号）は、令和2年3月31日限り廃止します。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

有限会社熊野市観光公社
代表取締役 小川 貴弘

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額 (円)
児童生徒等	1人1日につき	270
その他の者	1人1日につき	770

備考

- 1 1日とは午後1時から翌日の午後1時までの間とする。
- 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 施設を利用する場合

区分	一時間当たりの金額 (円)
体育館	330
研修室	170

備考

- 1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 1時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり、1時間当たりの金額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。
- 3 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 施設を利用する場合

区分	単位	金額 (円)
野外炊事設備	1人3時間以内	150 (超過1時間当たり50円追加)

備考 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、小学校、中学校における集団宿泊研修で利用する場合は、無料とする。

3 利用料金の承認年月日

令和2年1月30日

4 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日

公安委告示

三重県公安委員会告示第26号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和2年3月9日から施行します。

令和2年2月28日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
警察署 の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区	警察署 の名称	幹部交番 の名称及 び位置	交番、警察官 駐在所、警備 派出所及び検 問所の名称及 び位置	所管区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鳥羽警 察署	大王幹部 交番	所在地	志摩市のうち 大王町	大王幹部 交番	所在地	志摩市のうち 大王町	(略)
		片田警察官 駐在所	(略)		片田警察官 駐在所	(略)	
	志摩市 大王町 波切	志摩市志摩 町片田	和具警察官 駐在所	志摩市のうち 志摩町和具	志摩市志摩 町片田	和具第一警 察官駐在所	志摩市のうち 志摩町和具の一部（石 ケ、西礼、里東、城山）
		志摩市志摩 町和具		志摩市のうち 志摩町和具の一部（矢 浦、大山、岡、間崎）		和具第二警 察官駐在所	志摩市のうち 志摩町和具の一部（矢 浦、大山、岡、間崎）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、三重県監査委員監査基準を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年2月28日

三重県監査委員 山 口 和 夫
 三重県監査委員 藤 根 正 典
 三重県監査委員 野 口 正
 三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員監査基準

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出

する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査をいう。）財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査をいう。）事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (3) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査をいう。）補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
 - (4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。）決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
 - (5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査をいう。）基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。）健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
 - (8) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項の規定による審査をいう。）知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、毎会計年度1回以上、定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査をいう。）として実施するとともに、必要があると認めるときは、随時監査（同法第199条第5項の規定による監査をいう。）として実施するものとする。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務)

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門性)

第5条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査等執行計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査等執行計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等執行計画を策定するものとする。監査等執行計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等執行計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等執行計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第9条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等執行計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができる。とともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（中山間地域型）北谷地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年3月2日から同月30日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年1月16日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
伊賀市上神戸、同市下神戸、同市栴川、同市上林、同市古郡、同市比土、同市朝日ヶ丘町、同市比自岐、同市摺見、同市岡波、同市依那具、同市市部、同市沖、同市才良、同市森寺、同市上郡、同市下郡、同市上之庄、同市笠部、同市山出及び同市猪田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年1月22日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
桑名市桑部、同市東正和台、同市西金井及び同市能部

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合の解散を令和2年2月28日付けで認可しました。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和2年2月28日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立こころの医療センターで使用する電気
(予定使用量) 約 2,189,000 kwh |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市城山1丁目12-1
三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和2年2月13日 |
| 4 | 落 札 者 | 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社 代表取締役 岩根茂樹 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 34,936,460 円 (税込) |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和元年12月27日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
